

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第65号

四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年四日市市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(条例第4条第1項に規定する事務)

第3条 条例第4条第1項に規定する法定利用事務に関連する事務であつて、規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 法別表第1の44の項に関連する事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による便宜の供与に係る利用者負担金の徴収に関する事務

(2) 法別表第1の76の項に関連する事務 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に係る実費の徴収に関する事務

(条例別表第1に規定する事務)

第4条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 条例別表第1の1の項に定める事務 四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成23年四日市市規則第45号）に規定する任意予防接種の実施に関する事務その他の予防接種法に準じて行う予防接種の実施に関する事務

(2) 条例別表第1の2の項に定める事務 健康増進法に準じて行う検診、健康診査その他の健康増進事業の実施又は実費の徴収に関する事務

- (3) 条例別表第1の3の項に定める事務 四日市市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給又は返還その他の医療費の助成に関する事務
- (4) 条例別表第1の4の項に定める事務 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給若しくは返還その他の医療費の助成に関する事務又は四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱（昭和58年四日市市告示第7号）による医療費の給付に係る資格の認定、医療費の給付の決定若しくは返還その他の医療費の給付に関する事務
- (5) 条例別表第1の5の項に定める事務 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給又は返還その他の医療費の助成に関する事務
- (6) 条例別表第1の6の項に定める事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
（条例第4条第3項に規定する事務等）

第5条 条例第4条第3項に規定する規則で定める事務及び同項に規定する規則で定める特定個人情報、それぞれ別表第1の左欄に掲げる事務及び同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

（条例別表第2に規定する事務等）

第6条 条例別表第2に規定する規則で定める事務及び同表に規定する規則で定める特定個人情報は、別表第2の第1欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務及び同表の第3欄に掲げる特定個人情報とする。

（条例別表第3に規定する事務等）

第7条 条例別表第3の1の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務とする。

2 条例別表第3の2の項に規定する規則で定める情報は、生活保護法による保護の実施、開始、変更、停止若しくは廃止に関する情報又は生活保護法に準じて外国人に対して行うそれらに相当する措置に関する情報とする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

事務	特定個人情報
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（小児慢性特定疾病医療費の支給認定若しくは変更認定に係る事実又は申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務を含む。）	<p>1 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設への入所又は入所の措置に関する情報(2) 生活保護関係情報(3) 地方税関係情報(4) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）(5) 住民票に関する情報(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報(7) 児童福祉法施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 11 号）第 7 条の 5 各号に定める給付に関する情報(8) 外国人生活保護関係情報 <p>2 小児慢性特定疾病児童等の保護者（児童福祉法第 19 条の 3 に定める小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。）に係る次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 国民健康保険関係情報(2) 住民票に関する情報(3) 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(4) 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

	<p>(5) 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報</p> <p>3 医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。）に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 地方税関係情報</p> <p>(2) 国民健康保険関係情報</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に定める給付に関する情報</p>
<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費（以下これらを「給付費等」という。）の支給に関する事務（給付費等の変更又は給付費等の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務を含む。）</p>	<p>1 給付費等の支給の対象となる障害児に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設への入所又は入所の措置に関する情報</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 地方税関係情報</p> <p>(5) 住民票に関する情報</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）</p> <p>(7) 外国人生活保護関係情報</p>

	<p>(8) 中国残留邦人等支援給付関係情報</p> <p>2 1 に規定する障害児の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法による障害児通所支援又は障害児相談支援の利用に関する情報</p> <p>(2) 障害者関係情報</p> <p>(3) 生活保護関係情報</p> <p>(4) 地方税関係情報</p> <p>(5) 住民票に関する情報</p> <p>(6) 国民健康保険等関係情報</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付関係情報</p> <p>(8) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(9) 児童福祉法施行規則第18条の4各号に規定する給付に関する情報</p> <p>(10) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務</p>	<p>当該サービスが提供される障害児及びその保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 住民票に関する情報</p> <p>(4) 障害者関係情報</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付関係情報</p> <p>(6) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(7) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実</p>	<p>1 助産施設における助産の実施に係る妊産婦に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p>

<p>施に関する事務（助産の実施又は保護の実施の申込の受理、当該申込に係る事実についての審査又は当該申込に対する応答に関する事務を含む。）</p>	<p>(2) 国民健康保険関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報</p> <p>2 母子生活支援施設における保護を受ける児童及び当該児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施（実施に必要な協力を含む。）、給付の支給又は実費の徴収に関する事務</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施又は給付の対象となる者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 障害者関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 住民票に関する情報 (4) 予防接種法に準じて行う予防接種の実施に関する情報 (5) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービスが提供される身体障害者、同法による障害者支援施設等への入所等の措置に係る身体障害者若しくは同法による費用の徴収に係る身体障害者又はこれらの身体障害者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。） (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>

	<p>(6) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(7) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務</p>	<p>納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 障害者関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 国民健康保険等関係情報</p> <p>(4) 年金給付関係情報</p> <p>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）</p> <p>(6) 住民票に関する情報</p> <p>(7) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務（同法による被保険者証、被保険者資格証明書その他の国民健康保険に係る事項の証明に関する書類の交付、返還等に関する事務を含む。）</p>	<p>国民健康保険の被保険者（被保険者であった者を含む。）、国民健康保険法に基づく申請、届出若しくは申出を行う者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の負担に関する情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(5) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(6) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービスが提供される知的障害者、同法による障害者支援施設等への入所等の措置に係る知的障害者若しくは同法による費用の徴収に係る知的障害者又はこれらの知的障害者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る次に掲げる情報</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 障害者関係情報 (4) 年金給付関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (6) 障害者自立支援給付関係情報 (7) 外国人生活保護関係情報
<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務（児童扶養手当の受給資格及びその額（改定を含む。）の認定の請求に係る事実についての審査又は同法第28条に規定する届出その他児童扶養手当に関する届出の受理、当該届出に係る事実についての審査若しくは当該届出に対する応答に関する事務を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 受給資格者（児童扶養手当法第6条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる情報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報 (2) 年金給付関係情報 2 児童扶養手当の対象となる児童に係る年金給付関係情報 3 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族であって受給資格者の介護を必要とする者に係る障害者関係情報
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による便宜の供与に係る利用者負担金の徴収に関する事務（利用者負担金の額の決定又は改定に関する事務を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法による便宜の供与の申請を行う者に係る次に掲げる情報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報 (2) 児童扶養手当関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報 2 1に規定する者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務（特別児童扶養手当の受給資格及びその</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 受給資格者（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる情報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報

<p>額（改定を含む。）の認定の請求に係る事実についての審査又は同法第13条に規定する未支払の手当に関する請求の受理、当該請求に係る事実についての審査若しくは当該請求に対する応答に関する事務を含む。）</p>	<p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 住民票に関する情報</p> <p>2 特別児童扶養手当の対象となる児童に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 年金給付関係情報</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号及び第26条の2各号に規定する収容、入所又は入院に関する情報</p> <p>(3) 住民票に関する情報</p> <p>3 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族であって受給資格者の介護を必要とする者に係る障害者関係情報</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当（以下「特別障害者手当等」という。）の支給に関する事務（特別障害者手当等に係る届けの受理、通知の交付等の事務を含む。）</p>	<p>特別障害者手当等の支給の対象となる者若しくは当該対象者の配偶者又は当該対象者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 障害者関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 年金給付関係情報</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号及び第26条の2各号に規定する収容、入所又は入院に関する情報</p> <p>(7) 住民票に関する情報</p> <p>(8) 中国人残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(9) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>母子保健法（昭和40年法律</p>	<p>保健指導、新生児の訪問指導、健康診査その他</p>

<p>第 1 4 1 号) による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務</p>	<p>母子保健事業の対象となる者に係る住民票に関する情報</p>
<p>母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務</p>	<p>1 母子保健法第 2 0 条の措置に係る未熟児（以下「被措置未熟児」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 国民健康保険関係情報</p> <p>(2) 住民票に関する情報</p> <p>2 被措置未熟児の扶養義務者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に関する情報</p> <p>(2) 四日市市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報</p> <p>(3) 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成</p> <p>(4) 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報</p> <p>3 被措置未熟児の扶養義務者又は当該被措置未熟児と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報</p>
<p>児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下この項において同じ。）の支給に関する事務（児童手当又は特例給付の受給資格及びその額（改定を含む</p>	<p>1 児童手当又は特例給付の対象となる児童に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 2 7 条の 2 第 1 項の措置に関する情報</p> <p>(2) 住民票に関する情報</p> <p>2 児童手当又は特例給付の請求に係る一般受給資格者（児童手当法第 7 条第 1 項の一般受</p>

<p>む。)の認定の請求の受理、当該請求に係る事実についての審査若しくは当該請求に対する応答又は児童手当に関する届出に係る事実についての審査に関する事務)</p>	<p>給資格者をいう。)に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 国民健康保険関係情報</p> <p>(2) 住民票に関する情報</p> <p>3 2に規定する一般受給資格者の配偶者に係る地方税関係情報</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務</p>	<p>後期高齢者医療の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく申請、届出若しくは申出を行う者又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(4) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>健康増進法による健康診査その他の健康増進事業の実施又は実費の徴収に関する事務</p>	<p>1 健康増進法による健康増進事業の対象となる者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 介護施設等入所情報</p> <p>(3) 健康増進法に準じて行う健康診査等の実施に関する情報</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報</p> <p>2 前項に規定する者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 住民票に関する情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 国民健康保険等関係情報</p>
<p>障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務(支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>1 自立支援給付の支給の対象となる障害児又は同法による地域生活支援事業を利用し、若しくは利用しようとする障害児に係る次に掲げる情報</p>

若しくは支給決定若しくは支給認定の変更に関する事務を含む。)又は同法による地域生活支援事業の実施に関する事務

- (1) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設への入所又は入所の措置に関する情報
- (2) 障害者関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 地方税関係情報
- (5) 住民票に関する情報
- (6) 国民健康保険等関係情報
- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第54条各号に規定する給付に関する情報(以下この項において「厚生労働省令で定める給付に関する情報」という。)
- (9) 障害者自立支援給付関係情報
- (10) 外国人生活保護関係情報

2 自立支援給付の支給の対象となる障害者若しくは障害児の保護者(以下「障害者等」という。)、同法による地域生活支援事業を利用し、若しくは利用しようとする障害者等又はこれらの障害者等と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る次に掲げる情報

- (1) 児童福祉法による障害児通所支援又は障害児相談支援の利用に関する情報
- (2) 障害者関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 地方税関係情報
- (5) 年金給付関係情報
- (6) 住民票に関する情報
- (7) 国民健康保険等関係情報

	(8) 中国残留法人等支援給付等関係情報 (9) 介護保険給付関係情報 (10) 障害者自立支援給付関係情報 (11) 厚生労働省令で定める給付に関する情報 (12) 外国人生活保護関係情報
法別表第2及び条例第4条第3項の規定により生活保護関連情報を利用することができる事務	当該事務の対象となる者に係る外国人生活保護関係情報
法別表第2及び条例第4条第3項の規定により住民票関係情報を利用することができる事務	当該事務の対象となる者に係る住民票に関する情報

別表第2（第6条関係）

区分	事務	特定個人情報
条例別表第2の1の項の規則で定める事務及び特定個人情報	四日市市任意予防接種費用補助金交付規則に規定する任意予防接種の実施、その他予防接種法に準じて行う予防接種の実施に関する事務	予防接種法に準じて行う予防接種の対象となる者に係る予防接種法に基づく予防接種の実施に関する情報
条例別表第2の2の項の規則で定める事務及び特定個人情報	健康増進法に準じて行う検診、健康診査その他の健康増進事業の実施又は実費の徴収に関する事務	健康増進法に準じて行う健康増進事業の対象となる者に係る次に掲げる情報 (1) 住民票に関する情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 国民健康保険等関係情報 (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

		<p>(6) 外国人生活保護関係情報</p> <p>(7) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報</p>
<p>条例別表第2の3の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	<p>四日市市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に係る資格の認定、助成金の支給又は返還、その他の医療費の助成に関する事務</p>	<p>条例による医療費の助成の対象となる者、当該対象者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者又は当該対象者の加入している健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 生活保護関係情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報</p> <p>(4) 養育医療関係情報</p> <p>(5) 住民票関係情報</p> <p>(6) 児童手当関係情報</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(8) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>条例別表第2の4の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	<p>四日市市障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成及び四日市市65歳以上障害者医療費給付補助金交付要綱による医療費の給付に関する事務</p>	<p>条例による医療費の助成若しくは要綱による医療費の給付の対象となる者若しくは当該対象者の配偶者又は当該対象者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 障害者関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 国民健康保険等関係情報</p> <p>(5) 養育医療関係情報</p> <p>(6) 住民票に関する情報</p>

		<p>(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(8) 障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(9) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>条例別表第2の5の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	<p>四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務</p>	<p>条例による医療費の助成の対象となる者、当該対象者と同一の世帯に属し、若しくは同一の住所に居住する者又は当該対象者の加入している健康保険の被保険者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 障害者関係情報</p> <p>(2) 生活保護関係情報</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報</p> <p>(5) 養育医療関係情報</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報</p> <p>(7) 児童扶養手当関係情報</p> <p>(8) 住民票に関する情報</p> <p>(9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(10) 外国人生活保護関係情報</p>
<p>条例別表第2の6の項の規則で定める事務及び特定個人情報</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</p>	<p>外国人に対する生活保護の措置の対象となる者又は当該対象者の扶養義務者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 地方税関係情報</p>

		<p>(3) 国民健康保険等関係情報</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報</p> <p>(5) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報</p> <p>(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 特別児童扶養手当関係情報</p> <p>(8) 特別障害者手当等の支給に関する情報</p> <p>(9) 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 児童手当関係情報</p> <p>(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報</p> <p>(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による</p>
--	--	--

		手当等の支給に関する情報 (12) 障害者自立支援給付関係 情報 (13) 介護保険給付等関係情報
--	--	--

(総務部 I T 推進課)